

今年は役員改選の年です

今年、組合員の皆様が今後、JAの運営に携わる役員（理事・監事）を選ぶ大切な年になり、平成29年5月開催予定の第25回通常総代会で役員改選が行われます。JA役員は、JA運営の重要な役割を担っており、皆様が「どういう人を選ぶか」は、JAが組合員のために役に立ち、農業の発展につながるかどうかの岐点になります。

役員選任までの流れ

当JAでは、役員選任制をとっており、総代会には役員（理事・監事）の選任議案という形で提案し、承認を求めます。

役員選任議案を作成するにあたっては、各地区で総代会を開催し、総代の中から役員推薦委員を選出してもらい、役員推薦委員会を設置します。その方々を中心に、組合員の皆様の意見をいただきながら、選出手続きが取られ、最終的にJA全体の役員推薦会議で推薦を決定し、それを元に理事会で選任議案を決議、総代会に提案することとなります。

なお、選出手続きは、自薦・他薦、選挙・推薦など様々な方法があり、各地区の役員推薦委員会で決定されることになっています。2月の地区別の総代会を皮切りに、3月上旬から中旬にかけて、選出手続きが行われることになっており、統括支店の掲示板への掲示や役員推薦委員、総代などを通じての案内などにより周知されますので、よろしくお祈いします。

農協法改正に伴う役員構成の見直しとJAの対応

なお、昨年4月に改正農協法が施行され、役員体制などの見直しが行われており、今回の役員改選から適用されることになっています。改正農協法では、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行えるようにするため、理事の過半は「認定農業者」または「農畜産物の販売その他農業協同組合が行う事業または法人の経営に関し実践的な能力を有する者（以下、「実践的能力者」という。）」とすることが定められました。

このうち、実践的能力者については、農協法の中では具体的な要件が定められていないことから、当JAでは、以下のような人が「実践的能力者」に該当すると考えております。

- ① JA または中央会・連合会の役員・管理職としての経験を有する者
- ② 自JAが行っている事業と同種の事業を行っている他法人等の役員・管理職としての経験を有する者で、JAが行っている事業に関してその能力を活かすことができると考えられる者
- ③ 法人を経営した経験や、一定の地位でマネジメント（総務や管理・企画等）に携わった経験があり、または、法人経営にかかる国家資格（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）を有しているなど、JA経営を行うにあたりその能力を活かすことができると考えられる者

当JAでは、現行の選任方法でも認定農業者および実践的能力者が理事の過半数を占めている（現行88.9%）ことから、これまでどおり、地区代表役員については、推薦会議・推薦委員が、役員の資質・能力を備えた適任者を役員候補者として推薦することとしています。ただし、理事については、地区ごとに推薦した結果、認定農業者および実践的能力者がJA全体で過半数に満たなかった場合には、再選出することもあります。

役員選出にあたって

役員選出にあたっては、法・定款・規約の趣旨にもとづく有資格者であるほか、次のような基準を備えた人物を選出することを理事会・役員推薦会議で申し合わせを行っています。

1. 役員の選出にあたっては、農協法・定款・規約の規定を遵守する。
2. すべての組合員と一緒に協同活動に積極的に努力する人を選出する。
3. 自らJAの事業を利用し、率先実行する行動力のある人を選出する。
4. 組合員の財産を安心して任せられる私利私欲のない道義心の高い人を選出する。
5. 組合員を差別しない公正な人を選出する。
6. 選出にあたり、金銭・物品等の供与や供応接待等JAの対面を汚すような行為をした候補者は選出しない。
7. 選出にあたり、反社会的行為に関与しない「十分な社会的信用」を有している候補者を選出する。
8. 利害関係を利用して選出を誘導するような行為をした候補者は選出しない。

また、役員の選出にあたっては、役員定年制を導入することについても、申し合わせを行っており、地区・組織代表役員については、「就任時の満年齢が70歳未満の者」となっています。